

被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成23年9月10日(土) (第27報: 特別版)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

— 第27報の紙面 —

知事メッセージ	1	医療・介護・健康について	11
放射線関連について	2	教育について	11
お知らせ	3	警戒区域等における環境放射能測定結果	12
生活支援について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・経営について	6	◆市町村問い合わせ先一覧(9月10日現在)	16
住宅について	8		



県民の皆さんへ

東日本大震災の発生から6か月が経過いたします。この間、県民の皆さんには大変な御苦勞、御心勞をおかけしております。

この半年間を振り返りますと、大地震、大津波による被害への対処にも苦慮する中で、原発事故の影響によって、原乳の出荷制限、水道水の問題に始まり、農産物や工業製品に対する風評被害、最近では牛肉の出荷停止まで、次々と新たな局面への対応を迫られた毎日でした。

さらに、7月末には、会津・南会津地方をこれまでに例を見ない記録的な豪雨が襲い、只見町を中心に、広い範囲で交通の寸断や住家の浸水などが発生するという極めて大きな被害が生じました。

こうした厳しい中にはありますが、県民の皆さんの御努力と御協力によって、本県も少しずつ明るさを取り戻してきていると感じております。

県内企業の生産活動は徐々に活発になってきており、緊急雇用対策による雇用創出の効果も含め、雇用情勢も回復に向かっています。

「がんばろう ふくしま！」に賛同してくださる全国の小売店さんは1,400店を超え、市場応援団になっていただいた青果市場の卸売会社さんには本県産青果物を積極的にお取り扱いいただいております。

また、子どもさんを始め県民の皆さんの安全を守るための「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」も最重点施策として進めており、小中学校の校庭の表土除去は9割以上が完了し、モニタリングの充実・情報提供と併せ、生活環境に対する不安をなくすための努力も積み重ねてきております。

先月初旬、秋篠宮同妃両殿下、佳子内親王殿下御臨席の下開催された「ふくしま総文」総合開会式の、本県高校生五百人による創作劇では、「絶対に福島をよみがえらせる」、「福島で生まれ、福島で育ち、就職し、結婚し、子どもを産み、その孫を見、そのひ孫を見、そして最期を過ごすのが夢である」という、高校生のまっすぐな力強い言葉に胸を打たれました。

また、先週は、福島市の中学生が、修学旅行先の首都圏で地元産のモモを配布して安全性を訴えたとの報道に接し、困難に立ち向かおうとする若者たちのたくましさを感じました。

私たちは、このような本県の未来を担う子どもたちを始め、様々な不安を抱えながらも一生懸命地域のために努力されている県民の皆さん、そしてふるさとに帰りたい気持ちを抑えながら避難生活に耐えている方々、すべての県民の願いに応え、何としても元気な福島県を取り戻さなければなりません。

そのため、県といたしましては、県内外の避難者への支援、被災地のインフラ復旧、徹底したモニタリングや県土の除染、県民の健康管理、産業の振興、十分な損害賠償など様々な課題に対して、これまで同様、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

奇しくも、震災から半年となる9月11日は、アメリカで発生した同時多発テロからちょうど10年を迎えます。事件、事故の性格は異なりますが、どちらも極めて多くの尊い人命を失った、人類の歴史上、忘れてはならないできごとであります。東日本大震災及び同時多発テロ事件の犠牲者に、改めて哀悼の意を表し、私の挨拶といたします。

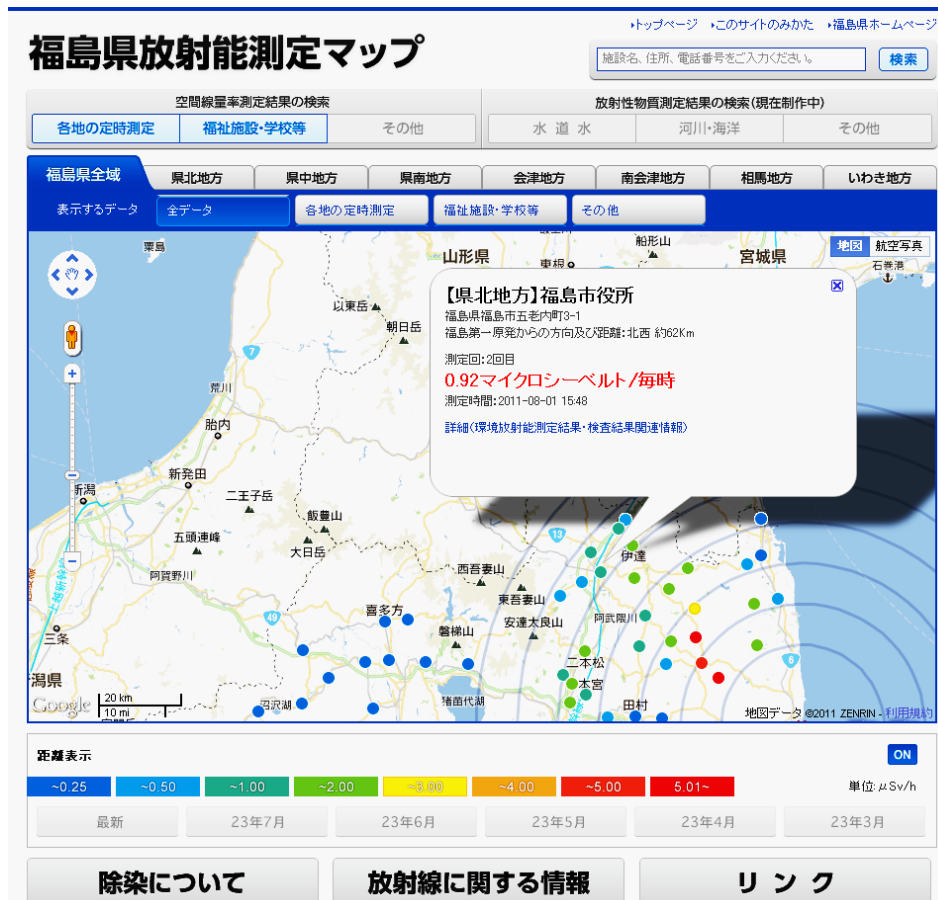
福島県知事 佐藤 雄平

放射線関連について

1 「福島県放射能測定マップ」の公開について

県では、放射線モニタリングの定点観測や過去の測定結果等を地図上にわかりやすく表示するウェブサイトを開発しました。

◆内容



- ・ 空間線量率の高低を色で区別
- ・ 測定地点をクリックすると測定値等を確認できる。
- ・ 地図をズームアップ・ダウンして任意の場所を表示。
- ・ 県内7方部ごと、または59市町村ごとの地図をワンクリックで表示。
- ・ グラフで空間線量率の推移も確認できる。
- ・ 施設名、学校名、地名からワード検索可能。

お住まいの地域や、通っている学校などの放射能測定値を簡単に確認できます。

【お問い合わせ先】

- 放射線に関する問い合わせ窓口(ワンストップ相談窓口)

ワンストップ相談窓口)

☎0120-988-359

●ホームページ

<http://fukushima-radioactivity.jp/> 福島県放射能測定マップ 検索

今後、随時、データの追加等を行い充実していきます。

2 「ふくしま 新発売。」プロジェクト始動

東京電力福島第一原子力発電所事故により、本県産の農林水産物や観光が甚大な風評被害を受ける中、8月11日に決定した「復興ビジョン」のもと、県民が一丸となって復興に向け歩み始めている本県の姿を「新生ふくしま」創造のメッセージとして首都圏等の消費者の方々に発信するため、「ふくしま 新発売。」プロジェクトがスタートしました。これにより、元気な福島農林水産物を発信していきます。

【内容】

- ◆専用WEBの開設
 - ・ 県産農産物モニタリング結果の簡単な検索機能
 - ・ 生産者の思いを伝えるメッセージビデオ
 - ・ 各地域に配置した情報員の現地取材による生の声
- ◆首都圏の方々に実際の福島を感じてもらおう収穫ツアー
- ◆生産者と消費者をつなぐ販売イベント
- ◆全国の農大生やNPO、消費者団体等による1000人シンポジウム等の実施

【お問い合わせ先】

●福島県農産物流通課 ☎024-521-7371

●ホームページ <http://www.new-fukushima.jp/> ふくしま 新発売。 検索

※プロジェクトの詳細は、ホームページで随時お知らせします。

3 線量低減化活動支援事業について

県では、放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園の清掃など県内各地域の放射線量を低減させる事業を実施します。

町内会などの地域団体(約6000団体)に空間線量計や高圧洗浄機などの購入費等を助成(上限50万円)し、地域ぐるみの除染活動を支援します。

【お問い合わせ先】

- 福島県一般廃棄物課 ☎024-521-7249
- または各地方振興局県民環境(県民)部

4 平成23年産米の放射性物質の調査について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、県産米の安全性の確認と消費者への的確な情報提供を行うため、放射性物質調査を実施します。

- ◆実施対象
- ・早期出荷米 ※早期出荷米については、ほ場を指定し放射性物質調査を実施します。
 - ・一般米 ※一般米については、収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握して調査の精度を高めるための「予備調査」と、収穫後の段階で、放射性物質濃度を測定し出荷制限の可否を判断するための「本調査」の二段階で実施します。

◆実施対象地域 全市町村

◆実施時期 9月中旬～10月上旬

※ 県が収穫期に合わせて調査を実施し、結果を速やかに公表します。

◆農家の皆様へ

- ①調査結果をお知らせするまでは、23年産米の出荷や販売、譲渡、贈答をしないでください。
- ②すべての調査結果が出た市町村から米の出荷や販売ができるようになります。
- ③県の調査結果、暫定規制値（500ベクレル/kg）を超えた場合には、（昭和25年頃の）旧市町村の区域ごとに出荷が制限され、その地域の米は廃棄することとなります。
- ④収穫に使う農機具（コンバイン、グレンタンク等）は、使用する前に良く掃除をしてください。

【お問い合わせ先】

- 福島県水田畑作課 ☎024-521-7360
- 各農林事務所（農業振興普及部、農業普及部）
- 各市町村、JA

お知らせ

1 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施します。

○皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、順次基本調査の問診票を郵送しています。

現在確定している発送スケジュールは下表のとおりです。お住まいの市町村（避難されている方については、避難前にお住まいだった市町村）の発送スケジュールを確認していただき、発送完了予定日から2週間を経過しても問診票が届かない場合は、お手数をおかけして申し訳ありませんが、福島県立医科大学県民健康管理調査事務局にご連絡をお願いいたします。

また、先行調査対象地域の浪江町、飯舘村及び川俣町山木屋地区にお住まいだった方で、問診票が届いていない方も、ご連絡をお願いいたします。

発送スケジュールが確定していない市町村については、問診票がお手元に届くまでにもう少し時間がかかると思いますが、3月11日以降の行動等の記録（メモ）をしておいてください。特に「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」などの情報をできるだけ詳しく問診票に記入の上提出していただくことで、被ばく線量を評価（推計）し、基本調査の結果を皆様一人一人にお知らせすることを考えておりますので、お手元に問診票が届いた際にスムーズに記入ができるよう、ご準備をお願いします。

なお、基本調査の問診票が届いた方は、概ね2週間程度を目安に記入し、同封の返信用封筒により返送していただけるようお願いいたします。

【問診票発送スケジュール】

市町村	発送スケジュール	市町村	発送スケジュール
富岡町	8月26日	双葉町	8月30日
川内村	9月2日	楡葉町	9月2日
南相馬市	9月6日～9日	小野町	9月9日
大熊町	9月9日～12日	会津若松市	9月14日～16日
会津坂下町	9月14日～16日		

○調査内容

①基本調査（県外避難者を含む3月11日時点での県内居住者を対象）：今回の調査
3月11日以降の行動記録等を問診票に記入していただきます。

実施時期は8月下旬からで、順次問診票を郵送しています（浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区については先行調査を実施しました）。

②詳細調査：今後実施予定の調査です。決まり次第あらためてお知らせします。

- ・甲状腺超音波検査（18歳以下の全県民対象／3年程度で対象者全員の現状把握、その後定期的に検査）
- ・健康診査（既存の健診を活用／避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方については、一般健診項目に白血球分画等を追加）
- ・こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方を対象とした質問紙調査）
- ・妊産婦に関する調査（平成22年8月1日～平成23年7月31日の母子健康手帳申請者を対象とした質問紙調査）

【お問い合わせ先】

●調査全般に関するお問い合わせ

福島県健康管理調査室 ☎024-521-8028（毎日8:30～19:00）

●問診票の送付・記載方法に関するお問い合わせ

福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日9:00～17:00）

2 ふくしまっ子夏の体験活動応援事業について

東日本大震災により、子どもたちが屋外で十分活動できる環境が少なくなっていることから、夏休み等に心身ともに伸び伸びと自然体験活動や交流活動等ができる機会を提供します。

・夏の体験活動応援補助事業

夏休み等を利用し、自然体験活動や交流体験活動等を実施する団体などに補助します。

◆実施期間 9月30日まで

◆参加対象 原則として「幼児・小中学生（特別支援学校を含む）」を中心とした団体（学校、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会（育成会）、社会教育団体等）になります。

※子どもの参加状況によって保護者や引率者も補助の対象となります。

◆参加規程

- ・子どもの参加が5名以上の団体とします。
- ・実施場所は、原則として福島県内とします。
- ・自然体験活動や交流活動等を中心としたものとします。

◆補助内容

- （1人当たり）
- ・宿泊費 1泊7千円を上限とし、7泊まで補助
 - ・交通費（体験活動費を含む）5千円を上限として補助
 - ・保険料 千円を上限として補助

◆申込み先

- ・市町村企画事業は、お住まいの市町村教育委員会へ
- ・各種団体参加は、県内主要旅行業者へ連絡し活動内容等のコーディネートをお願いしてください。

【お問い合わせ先】

●お住まいの市町村教育委員会 または

●福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-4401・4402・4403

生活支援について

1 東日本大震災に伴う自動車抹消登録等の被災者支援事業について

この度の東日本大震災で使用不能等になった自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付手続きを「無料」で行っております。まだお済みでない方は、ご利用ください。

◆対象車

- 東日本大震災により滅失し又は使用不能になった自動車
- 福島第一原子力発電所から半径20km圏内の警戒区域に放置された自動車で今後二度と使用しない自動車

◆手続きの内容

- 永久抹消登録手続き

○自動車重量税還付申請手続き

- ◆手続き費用 無料 ※ ただし、相続手続きに伴う謄本等の取得費用は有償となります。
- ◆実施期限 平成24年3月11日まで ※ 平成23年12月29日～平成24年1月4日を除く

【お問い合わせ先】

●福島県行政書士会福島支部運輸交通部

☎024-539-6262（平日：9時～12時、13時～16時）

2 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

◆対象世帯（①及び②の両方に該当する世帯）

①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）

・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。

※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。

・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯

②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）

※低所得世帯基準とは…1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍以下の世帯

◆貸付対象者の要件

①世帯の生計中心者であること（ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする）。

②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。

③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。

◆貸付の内容（概要）

①資金の種類・用途・貸付限度額

・一時生活支援費（用途；生活の復興の際に必要な当面の生活費）

（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内 各、6ヶ月以内

・生活再建費（用途；転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等） 80万円以内

・住宅補修費（用途；住宅の補修費用） 250万円以内

②連帯保証人；原則、1名必要

③貸付金利率；無利率（連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子）

④据置期間；貸付日から2年以内

⑤償還期間；20年以内（貸付金額に応じて異なります）

◆その他

・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。

※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。

・貸付条件等詳細は、住民票のある（避難されている場合は、避難先）市町村社会福祉協議会へご相談ください。

【お問い合わせ先】

●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）

☎024-523-1250（9：00～17：00、土、日祝日を除く）

雇用・経営について

1 仮設住宅の入居者を対象とした就労意向アンケートについて

県では、仮設住宅へ入居されている方を対象に、就労意向についてアンケート調査を実施し、今後の雇用施策に役立ててまいります。

アンケート調査は、調査員による訪問調査により実施しますので、調査員が訪問した際には、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。（一部仮設住宅については、仮設住

宅の代表者を通して実施)

なお、回答結果については、秘密を保持するとともに、情報管理を徹底し、目的以外に使用することはありません。

◆調査対象者

仮設住宅入居者のうち主たる生計維持者（各戸代表1名の状況を調査）

調査対象戸数 約10,000戸（平成23年9月1日現在）

◆調査日程

平成23年9月10日（土）～18日（日）

◆調査方法

県が実施する「絆づくり応援事業」で雇用した調査員等による訪問調査

絆づくり応援事業の受託業者は、次の「2 がんばろう福島！ “絆” づくり応援事業について」をご覧ください。

【事業に関するお問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

2 がんばろう福島！ “絆” づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

◆雇用対象者 被災された方に限らず失業中の方

◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）

◆業務内容例 ・コミュニティに関する業務（清掃等の環境整備）
・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
・支援物資の整理・配布
・災害対策本部における業務 など

◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

・ 県北	： 株式会社トーネット	☎0120-650-110
・ 県中	： 株式会社ワールドインテック	☎024-990-0631
・ 県南	： ニューワーク情報サービス株式会社	☎0248-72-0064
・ 会津・南会津	： 株式会社レイバーサポートシステム	☎0242-37-7510
・ 相双	： 株式会社ワールドインテック	☎0244-26-8526
・ いわき	： 株式会社ワールドインテック	☎0246-38-6527

【事業に関するお問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

（福島県ホームページにおいても、「福島 絆」で検索し、事業内容を確認できます。）

3 ふるさとふくしま巡回就職相談ステーションの相談活動について

東日本大震災や原発事故で避難されている求職者の生活再建を促進するため、8月から「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション」のジョブプランナーが、県内外の避難所、仮設住宅等を巡回して就職相談を実施して被災者等求職者の就職を支援しています。

また、各相談ステーションにおいても同様に就職相談などを実施します。

◆委託先：株式会社パソナ

【各相談ステーション】

相談	住所	連絡先	活動範囲	活動範囲
----	----	-----	------	------

ステーション			(県内)	(県外)
福島	〒960-0111 福島市丸子字町頭 17-6 OS丸子ビル 1階	☎024-554-4156	県北・相双	群馬県・埼玉県 東京都・神奈川県
郡山	〒963-8862 郡山市菜根 5丁目 11-3 ケイ企画ビル 2階	☎024-925-0811	県中・県南 会津・南会津 いわき	山形県・栃木県 新潟県

[利用日時]

月～土曜日 10:00～19:00 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

【事業に関するお問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

(福島県ホームページ「Fターンウェブサイト」でも情報を公開しています。「Fターン」で検索)

4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

東日本大震災や原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするのに必要となる経費の一部を補助します。

◆対象者 (復興事業計画の申請者)

県内に事業所を有する複数の中小企業等(*)のグループ。

※ 中小企業等：中小企業、事業協同組合等の組合、大企業

◆要件 (a～c すべてに該当すること)

a グループ機能の重要性 (次のア～エのいずれかに該当すること)

ア サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること

イ 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと

ウ 一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること

エ 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと等

b グループ機能に重大な支障

震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じ、グループ機能に重大な支障が生じていること等

c グループで復興事業計画を策定

グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること

◆支援内容 (復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容)

〈補助対象経費〉

震災で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設及び設備を復旧するのに要する経費。

※施設の例：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など

※設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの。

〈補助率〉 中小企業者 : 補助対象経費の 3/4 以内

中小企業者以外 : 補助対象経費の 1/2 以内

※中小企業者：中小企業支援法第2条第1項に規定される者

※「5. 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」を併用できます。

◆お申込み期間 (復興事業計画の募集期間)

平成23年9月5日(月)から平成23年9月22日(木)まで

※ 申込先着順ではなく、期限まで受け付けます。

【お問い合わせ先】

●製造業等 : 福島県 産業創出課 ☎024-521-7283

●商店街 : 福島県 商業まちづくり課 ☎024-521-7299

●観光業 : 福島県 観光交流課 ☎024-521-7286

●サービス業他 : 福島県 商工総務課 ☎024-521-7270

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: business@pref.fukushima.jp

※ 要領及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「震災関連情報」欄の「中小企業等復旧・復興支援策について」からダウンロードできます。

5 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行います。

◆ 対象者 (A～Cいずれかに該当すること)

A 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者

B 施設復旧事業を行う 商工会・県商工会連合会・商工会議所

C 中小機構が整備する 仮設工場、事業場等に入居する中小企業者

◆ 支援内容

a 資金使途 建物、構築物又は設備 (いずれも資産計上されるもの) の整備資金

b 融資期間 20年以内 (うち据置5年以内)

c 融資利率 無利子

d 自己負担 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額

e 担保 原則として貸付対象施設を担保として徴求します。

(審査により追加担保が必要になる場合があります。)

f 保証人 原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。

(商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)

◆ お取り扱い期間

平成23年10月中旬から (予定)

◆ お申込み先

(公財) 福島県産業振興センター

【お問い合わせ先】

● 福島県経営金融課 (金融担当) ☎024-521-7291

(公財) 福島県産業振興センター 企画管理部 総務企画グループ ☎024-525-4070

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

URL: <http://www.utsukushima.net> (トップページの新着情報をご覧ください。)

※ 申込書等については、確定次第、上記ホームページに掲載します。

住宅について

1 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

9月10日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆ 浪江町 ☎0243-62-0123

◆ 富岡町 ☎024-946-3376

◆ 西郷村 ☎0248-25-1117

◆ 南相馬市 ☎0244-24-5255

◆ 葛尾村 ☎0247-61-2850

◆ 矢吹町 ☎0248-44-2300

◆ 双葉町 ☎0480-73-6880

◆ 楡葉町 (会津地区) ☎0120-562-150

(いわき地区) ☎0120-562-171

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

(ホームページ: <http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/oshirase2-1.html>)

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間: (毎日) 8:30~17:15】

2 福島県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還 (遡及措置) について

3月11日の被災日以降、避難のため被災者が自ら県内の民間賃貸住宅に入居し、被災者が既に支払った入居のための費用については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。

◆ 対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。

- ①避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯
- ②避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅から、県内の別の応急仮設住宅等に組み替えた世帯

※ この制度は民間賃貸住宅の入居費用を対象としていることから、ご自分でペンションや旅館に支払った費用は、今回の制度の対象外です。

◆対象期間

・平成23年3月11日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間（なお、県が負担した対象費用の期間については、借上げ住宅・仮設住宅等の入居期間として取扱います。）

◆対象費用

- ・対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料
- ・損害保険加入費用（入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等）
- ・家賃（駐車場代を含めることを可とする）、管理費、共益費

※ ただし、以下の費用については対象費用から除きます。

- ①上記費用のうち県契約に切替えの際に貸主と仲介業者等から被災者に返還されている費用
- ②県が既に負担した費用と重複する費用

◆申請手続き

申請者（入居者）が「家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書」に必要事項を記入、押印し、貸し主、仲介業者から承諾印をもらった上で、以下の申請に必要な書類を、下記「郵送先」へお送りください。

- ①家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書（3部）
- ②被災された方（申請者）自らが契約した民間賃貸住宅の契約書の写し（1部）
- ③各市町村が発行した入居決定通知書等の写し（1部）
- ④支払先・金額が記載されている領収書の写し、振り込み明細書の写し（1部）
- ⑤振込口座が確認できる預金通帳の写し（1部）
- ⑥住民票等の写し（1部）（※申請者名と⑤振込口座の名義が異なる場合のみ添付）

◆申請受付期限 平成23年10月31日(月)まで

※ 郵送のみの受付で、上記受付期限日必着とします。

【郵送先及びお問い合わせ先】

● 〒960-8670 福島県災害対策本部 そきゅうそち 遡及措置担当

☎ 024-522-6511、6512（平日のみ 9:00～17:00）

※ 申請書等については、下記の福島県ホームページに掲載しています。なお、各市町村窓口においても申請書を配布しています。

（ホームページ：<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/sokyu.html>）

3 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

また、借上げ住宅特例措置の入居受付期限については、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。ただし、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯の入居は引き続き受付します。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

ただし、県内から県内への住替えの受付期限は、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。なお、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯と県外から県内に住替えする世帯は引き続き受付します。

【お問い合わせ先】

- 被災者住宅相談窓口 ☎024-521-7698、7867（毎日8:30～17:15）

4 県外の借上げ住宅について（現在、県外に避難されている方が対象）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、9月10日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

また、県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還手続き（遡及措置）については、現在検討中です。

◆青森県	☎017-734-9580・9581	◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775
◆岩手県	☎0120-882-606	◆長野県	☎026-235-7407
◆宮城県	☎022-211-3257	◆静岡県	☎054-221-3081
◆秋田県	☎018-860-4503	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆鳥取県	☎0857-26-7411
◆茨城県	☎029-301-5977	◆長崎県	☎095-895-2410
◆栃木県	☎028-623-0618・0619	◆熊本県	☎096-383-1111（内線7014）
◆群馬県	☎027-226-2950・2951・2952	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆千葉県	☎043-223-2675	◆鹿児島県	☎099-286-2824
◆東京都	☎0120-918-338	◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217
◆神奈川県	☎045-210-5985		

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

（社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>）

※「福島県県外避難者支援ブログ」を開設しましたので、携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。

（<http://plaza.rakuten.co.jp/fukushimahinan/>）



【お問い合わせ先】

- 県外避難者支援チーム ☎024-523-4157（平日 8:30～17:15）

医療・介護・健康について

○ 医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から、住家の全半壊、死亡・行方不明、原発事故による避難指示等の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となっています。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

・一部負担金の免除期間は、平成24年2月29日までです。

- ・入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間は、8月31日までとなっていました。当面、9月以降も延長されることになりました。免除期間は「厚生労働大臣が定める日」までとなり、今後決定されます。
- ・既に交付されている一部負担金等免除証明書及び食費・居住費減免認定証に入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間が8月31日までと記載されている場合であっても、当面、9月以降も有効なものとして取り扱われるため、再度交付を受け直す必要はありません。

※ 以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。(医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ)

8月1日から	郡山市(介護保険のみ)、南相馬市、田村市(国民健康保険・高齢者医療制度のみ)
9月1日から	白河市(介護保険のみ)
免除期間終了まで不要	広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村(保険者)の窓口をお願いします。

教育について

1 高校等奨学資金貸付金(福島県奨学資金緊急採用)について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

- ◆貸与月額 国公立：自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
私立：自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

- ◆貸与期間 採用年度における1年間
- ◆利子 無利子
- ◆保証人 連帯保証人1名(保護者)
- ◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添え、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

- 在学している学校 または
福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

2 被災児童生徒等への経済的支援について

文部科学省のホームページに、東日本大震災で被災した児童生徒等を対象にした、学資等の支給又は貸与の情報の一覧を掲載しています。詳細については、それぞれの奨学金等を実施する団体に直接お問い合わせください。

(文部科学省「子どもの学び支援ポータルサイト」奨学金関連情報

<http://manabishien.mext.go.jp/scholarship/>)

◆ポータルサイトの掲載例

高速道路交流推進財団「東日本大震災遺児修学資金」

- ・東日本大震災により死亡又は行方不明の保護者等に養育されていた、小・中・高校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学、短大に在学中の者を対象
- ・未就学児も将来の給付対象者として登録を受付
- ・申込のあった学年から大学第4学年終了まで、年額28万2千円を給付
- ・高校卒業時に高等学校卒業祝金10万円を給付

【お問い合わせ先】 ●財団法人高速道路交流推進財団 ☎0120-768-660

3 就学時健康診断について

来年度小学校に入学されるお子さんをお持ちの保護者の方にお知らせします。

毎年、次年度小学校に入学されるお子さんを対象とし、「就学時健康診断」が行われます。

通常、入学予定の小学校がある市町村において実施するものですが、この度、避難もしくは転居された方は、**現在お住まいの市町村**で実施することとなります。

実施にあたっては、**現在お住まいの市町村教育委員会**より通知があります。なお、市町村によって、実施時期が異なりますので、通知が来ないなど不明な点がある場合は、お問い合わせください。

◆検査の項目

- 栄養状態
- 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 視力及び聴力
- 眼の疾病及び異常の有無
- 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- その他の疾病及び異常の有無

【お問い合わせ先】

- 現在お住まいの市町村教育委員会

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします（平成23年9月5日 15:00現在）。

【警戒区域】

（単位：μSv/時）

榑葉町			富岡町			大熊町	浪江町	
旧榑葉 消防分署	繁岡地区 集会所	中平 集会所そば	滝の沢	JA ふたば 南部営農センター	旧富岡町 役場	原子力 センター	中央公園	幾世橋 小学校
0.38	1.36	1.51	2.01	2.30	3.90	6.77	1.24	0.60

【計画的避難区域】

（単位：μSv/時）

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
7.00	6.72	1.54	2.50	8.56

【緊急時避難準備区域】

（単位：μSv/時）

広野町		川内村	南相馬市	
広野町役場	ニッ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	南相馬合同庁舎駐車場
0.38	0.69	0.20	1.59	0.43

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町4局、大熊町3局、富岡町1局、榑葉町1局の計9局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

- 放射線に関する問い合わせ窓口(ワンストップ相談窓口) ☎0120-988-359

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23853

(環境放射能測定結果・検査結果関連情報)

【携帯】 <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/report15.html>

(県内各地方環境放射能測定値について)



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359 0120-755-199 043-290-4003	政府原子力災害現地対策本部 (8時~22時:毎日) (独)日本原子力研究開発機構 (9時~18時) (独)放射線医学総合研究所 (9時~21時)

被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連（10時～15時：平日） 県弁護士会（14時～16時：平日）
原子力損害の賠償に関する問い合わせ （県窓口）	024-523-1501	8時30分～21時（月～日） ※毎週水曜（祝日含む）の13時～17時 は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 （東京電力関係）	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室（コールセンター）
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談（9時～17時：平日） 専門相談（予約制）
認知症に関する相談 （症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等）	024-522-1122	認知症コールセンター （10時～16時：平日）
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 （精神的な悩みや問題等）	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 （以上、9機関9時～17時：平日） 福島いのちの電話 （10時～22時：土日含む） 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター （9～21時） 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 （以上、6機関8時30分～17時15分：平日） パープル・ホットライン（24時間） 男女共生センター（月曜日休館）

		火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (祝日を除く毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間9時～16時(火～土)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8時30分～17時15分 祝祭日も除く)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (平日8時～17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部 (平日9時～17時)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	福島県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日9時～17時)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9時～16時)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)

(就職相談・職業紹介・生活相談)	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分) ふくしま就職応援センター
(看護職の就業に関する相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 024-934-0500	[白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] (月～土：10時～19時) 福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分～16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】 <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>

※「災害関連情報」の中の「避難者・被災者の皆様への情報」をクリックし、「避難者の皆さまへ(生活支援情報)」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】 <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html>

※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。



市町村問い合わせ先一覧

(9月10日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111	
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111	
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111	
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111	
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111	
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111	
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131	
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111	
	浪江町 ※	0243-62-0123		鮫川村	0247-49-3111	
	葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)		会津若松市	0242-39-1111	
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221	
	飯館村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111	
	県北管内	いわき市		0246-25-0500	会津管内	西会津町
福島市		024-535-1111	磐梯町	0242-74-1211		
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111		
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503		
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800		
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112		
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511		
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111		
県中管内	大玉村	0243-48-3131	南会津管内	昭和村	0241-57-2111	
	郡山市	024-924-7111		会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122	
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111		南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111		※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111		榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121		富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111		川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111		双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)			
		葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)			
		飯館村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川10番地の2)			